

宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金 募集要領

宇部市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持両立を図るために、居住形態のある住宅の感染症対策に加え、在宅ワークスペースの確保や健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内で支援することとし、以下のとおり募集します。

1 目的

住宅における新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持両立を図るために、居住形態のある感染症対策に加え、在宅ワークスペースの確保や健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を実施する者に対し、市内の工事業者が施工することを要件に、工事に係る経費の一部を補助します。

2 対象者

以下のすべての項目に該当する者としてします。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自己又は2親等以内の親族が所有する既存住宅のリフォーム工事を実施する者、若しくは、所有者の承諾を受けている賃借人で既存住宅のリフォーム工事を実施する者
※「住宅」とは、戸建て住宅、店舗併用住宅（住宅以外の部分を除く）、共同住宅、長屋、マンションをいう。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 補助対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者、又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (5) 同一の内容で国や県で実施する新型コロナウイルス感染症対策の補助金及び市で実施している他の助成等（助成金、補助金などの金銭給付の一切をいう。）を受けていない又は受ける予定のない者。
- (6) 令和2年度に実施した「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」の交付を受けていない者。

3 対象工事

以下の【1】新型コロナウイルス感染症対応工事及び【2】健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を対象とします。ただし、【2】のみの工事は対象外です。【1】の工事と併せて実施することが条件となります。

【1】新型コロナウイルス感染症対応工事

- ①在宅ワークスペースを確保するための改修工事 ②接触を低減するための改修工事
 ③衛生環境に配慮した改修工事 ④換気に配慮した改修工事
 ⑤その他「新しい生活様式の取り組み」と認められる工事

対象となる例	対象とならない例
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅ワークスペース確保の改修 ・非接触型トイレの設置 ・玄関先手洗器の設置 ・玄関網戸の設置 ・換気設備の増設 ・固定式宅配ボックスの設置 ・ウッドデッキ設置（設置目的がステイホームのためであること） など 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築工事 ・「新生活様式」と直接関わりのない工事 ・既存設備の取り替えや更新、撤去のみの工事 ・外構工事（門、塀、舗装工事など） ・節水型トイレの設置 ・エアコンの設置 ・備品、消耗品の購入 ・老朽化による修繕 ・受注者による領収書が発行されないもの ・リース、レンタル設備 ・申請などに関する手数料、保険料、保証料 など

【2】健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事

対象となる例	対象とならない例
<ul style="list-style-type: none"> ・断熱ユニットバス、浴室暖房機、床暖房設備 など ・バリアフリー化（段差解消、スロープ、手摺り、引き戸） ・屋根・外壁等の断熱化施工 ・断熱ガラス・断熱サッシ ・高効率給湯器など ・節水トイレ ・ビルトイン食器洗浄機 ・国内産木材による内外装仕上げ ・太陽光発電設備 ・太陽熱利用設備 ・上記工事に類するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、増築工事 ・エアコンの設置 ・備品、消耗品の購入 ・老朽化による修繕 ・受注者による領収書等が発行されないもの ・リース、レンタル物件 ・申請などに関する手数料、保険料、保証料 など

4 補助率等

- (1) 補助率：対象工事費（税抜）2分の1
- (2) 補助上限額：15万円、千円未満は切り捨て
- (3) 最低申請額：対象工事費5万円（税抜）＜補助額2万5千円＞
- (4) 補助申請数：同一所有者及び同一住宅に対し1回

5 申請受付及び事業対象期間

申請期間：令和3年5月10日（月）から令和3年11月30日（火）まで

要件：①交付決定通知日以降に着手する工事

ただし、令和2年10月17日（土）から令和3年5月31日（月）の期間に着手した工事は申請の対象とします。

②工事完了報告書が令和4年1月31日（月）までに提出可能なもの

6 申請方法

電子申請または郵送により申請してください。

(1) 電子申請

「うべ電子申請サービス」から、必要事項を入力いただき、必要書類を添付して申請してください。「うべ電子申請サービス」は、宇部市公式ウェブサイトで「住宅リフォーム」と入力し検索、もしくは、ウェブ番号検索で「1002203」と入力し検索してください。

(2) 郵送申請

提出書類を下記へ郵送してください。

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 建築指導課 建築指導係 電話 0836-34-8434

7 提出書類

申請書類は、建築指導課に設置するほか、宇部市公式ウェブサイトからもダウンロードすることができます。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_kurashi/1002203.html

(1) 交付申請時提出書類（各1部）

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②住宅位置図
- ③工事内容が確認できる図面、資料等
- ④工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
- ⑤工事前の状態が確認できる書類（住宅の全景、工事予定箇所がわかる写真等）

- ⑥対象住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書等）
 - ⑦市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書の写し）
 - ⑧施工業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることの書類（個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人所在証明の写し）
 - ⑨その他市長が必要と認める書類
- ※電子申請の場合は、①の内容を直接入力するため、②～⑨までの書類をPDF又はJPEG形式で添付してください。なお、押印のある書類や写真などはカラーとしてください。

(2) 完了報告時の提出書類（各1部）

- ①工事完了報告書（様式第6号）
- ②工事に要した費用の領収書の写し等
 - ※押印のある領収書、金融機関窓口で発行された銀行振込受領書、ATMで発行された利用明細、補助対象者の通帳の取引明細のページと通帳の表表紙 など
 - ※振込日、支払元、支払額、支払先の4点が記載されている必要があります。支払先は、様式第1号に記載された施工業者名称と同一のものに限ります。
 - （例）様式第1号の施工業者名称が「(株)〇〇〇〇 宇部営業所」の場合
「(株)〇〇〇〇」⇒ 不可（宇部営業所が記載されていないため）

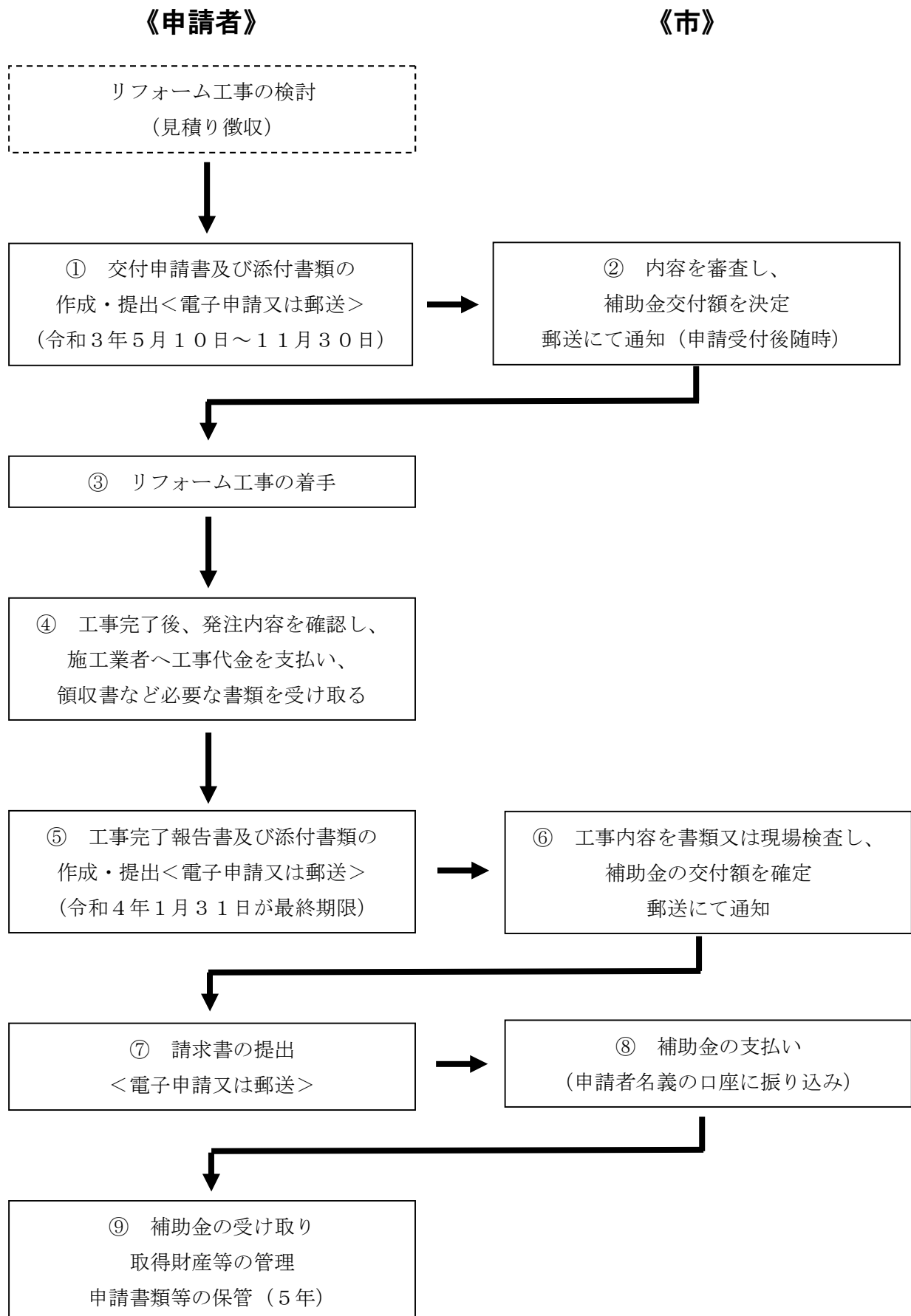
「(株)〇〇〇〇 宇部営業所」⇒可

- ③工事完了写真
 - ※着工前と比較ができるように同じ方向から撮影してください。
- ④その他市長が必要と認める書類

(3) 交付変更申請時提出書類<工事内容に変更がある場合>（各1部）

- ①交付変更申請書（様式第3号）
- ②工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
- ③工事変更内容が確認できる図面、資料等
- ④工事前の状態が確認できる書類（工事予定箇所がわかる写真等）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

8 手続きの流れ



9 留意事項(必ずお読みください)

(1)本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の維持両立を図るために、居住形態のある住宅の感染症対策に加え、在宅ワークスペースの確保や健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事を実施する方に支援するものです。審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意下さい。

(2)本補助金事業は、補助金適正化法に基づき実施されます。

本補助金事業は、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や懲役もしくは罰金に処せられることがあります。

(3)補助金の内容を変更する際には、変更申請が必要です。

補助対象者は、交付決定を受けた後、工事内容を変更するときは、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付変更申請書（様式第3号）に必要書類を添付し申請する必要があります。但し、交付決定後の交付額の増額は行いません。また、予定していた工事を一部取りやめた場合は、交付額の減額を行います。

(4)補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに工事完了報告書及び添付書類の提出がないと、補助金は受け取れません。

補助対象者は、工事が完了したときは、その完了した日（工事業者へ支払いをした日）から起算して30日以内又は令和4年1月31日のいずれか早い日までに、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金工事完了報告書（様式第6号）を提出する必要があります。期限までに提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。

(5)補助事業関係書類は事業終了後、5年間保存してください。

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、宇部市や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される場合もあります。

(6)他の制度と重複する事業は補助対象となりません。

同一の内容について、国や県及び市が補助する他の制度と重複する事業は補助対象事業となりません。また、令和2年度に実施した「宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金」を受けた方及び住宅は、本補助事業を活用することはできません。また、過去に「宇部市健康・省エネ住宅リフォーム助成制度」の交付を受けた方は、新型コロナウイルス感染症対応工事は対象となりますが、「健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事」は対象となりません。

(7)補助金実施後のご協力について

国の補助金を活用して取り組む事業のため、その効果等を把握するためのアンケート調査等を実施することがありますので、その際にはご協力をお願いします。

ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個人・個社を特定できない形で公表することがあります。